

# 感染拡大の防止について

## 1. スクール参加基準について

### ■次の症状がある方など、該当する点があるお客様のご利用を固くお断りいたします。

- \* 新型コロナウイルスの感染検査で「陽性」が確認された方、および以下の症状がある方
  - ・咳やくしゃみなど風邪の症状が続いている方（軽い症状の方も含まれます）
  - ・過去48時間以内に熱があった方
  - ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある方
  - ・咳、痰、胸部不快感のある方
  - ・味覚・嗅覚に少しでも違和感のある方
- \* 過去10日以内に、新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触がある方  
※濃厚接触者の方は、感染者との最終接触から一定期間健康観察が必要となりますので、必ず保健所の指示に従ってください。
- \* 政府から入国制限、入国後の観察期間が必要と発表されている国・地域に居住又は渡航されていた方、或いはそうした方との濃厚接触がある方については、厚生労働省が示している『日本入国時検疫措置』に照らし、その条件を満たしていること
- \* 身内や身近な接触者に上記の症状がみられる方、該当する点がある方

\* 通園・通学・通勤されている園や学校、職場でコロナウイルス感染事例があった場合は、通われている園・学校・職場の指示に従っていただき、万一、休園や休校・学級閉鎖となった場合には、その間のスクール参加をお控えください。

## 2. 従業員について

### ■下記事項に該当する従業員については出勤停止とします。

- \* 新型コロナウイルスの感染検査で「陽性」が確認された者
  - ・有症状の場合は、発症翌日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過後、待機期間を解除とする
  - ・無症状の場合は、検査翌日から7日間経過後、待機期間を解除とする
- \* 以下の症状がある者は出勤を停止し、すみやかに医師の診断を受けること
  - ・就業前の検温において平熱以上の発熱がある者
  - ・咳やくしゃみなど風邪の症状が続いている者

- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある者
- ・咳、痰、胸部不快感のある者
- ・味覚・嗅覚に少しでも違和感のある者
- \* 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との接触があり保健所より濃厚接触者と特定された者  
※原則、感染者との最終接触のあった翌日から5日間を待機期間とする。ただし、待機期間の2日目および3日目に検査で陰性が確認できた場合は、3日目より待機期間を解除とする。
- \* 政府から入国制限、入国後の観察期間が必要と発表されている国・地域に居住又は渡航していた者、或いはそうした方との濃厚接触がある者については、厚生労働省が示している『日本入国時検疫措置』に照らし、その条件を満たしていること

### 3. 事業所対応について

■感染者が確認された場合には速やかに保健所へ報告・調査協力を行い、保健所指導に基づき感染拡大の防止のために必要な措置を講じてまいります。

- \* 感染状況の実態把握を行います
- \* 消毒作業を実施いたします
- \* 施設においてお客様および従業員に罹患者が発生した場合、ご本人のプライバシーを尊重し、個人が推測・特定されることを防止するため、都度の告知は差し控えさせていただきます
- \* 諸般の事情により、皆さまへホームページ等でお知らせする必要がある際には、速やかに告知いたします

2022年7月26日

株式会社ティー・エム・エンタープライズ